

「2027年国際園芸博覧会」【イベント】に係る企画運營業務委託仕様書

1 事業の趣旨

千葉県は、全国屈指の産出額を誇る花きや、歴史ある植木産地として蓄積されてきた樹芸技術に加え、歴史や文化、観光資源など、様々な魅力を有している。

国際園芸博覧会は、国内はもとより国際的な注目度も高く、本県の花植木のみならず地域の振興にも寄与する絶好の機会であることから、県の豊富な農林水産資源と地域の魅力を発信するため、国際園芸博覧会へ出展するもの。

2 「2027年国際園芸博覧会」の概要

(1) 開催期間

令和9年(2027)年3月19日(金)～9月26日(日)

(2) 会場

旧上瀬谷通信施設の一部(神奈川県横浜市、約100ha)

(3) テーマ

幸せを創る明日の風景

(4) 参加者数

1,500万人見込み

3 事業の概要、目的

(1) ステージイベント等

本県の園芸文化や花植木の魅力発信のため、博覧会の開催期間中に会場内の催事場等を活用し、ステージイベント等を実施する。

(2) ワークショップ、マルシェ、県産品のPR等

屋外出展エリア内のPRブース及び屋内出展施設イベントスペースにおいて、ワークショップ、マルシェ、県産品のPR等を実施する。

4 事業の内容

(1) ステージイベント等

ア. 場所(別添1「催事施設利用ガイド」を参照)

国際園芸博覧会 会場内の催事場(横浜市瀬谷区)

イ. 開催日時

令和9年5月15日(土)10:30～17:00(仮)

※設営、リハーサル等の時間に関しては、5月14日(金)9:00～21:00を想定。

ウ. 実施内容

(ア) ステージイベント

イベントの内容は特定の年齢層や園芸に偏らず、全ての来場者に本県の園芸文化や花植木の魅力を訴えかけるものとする。

※演目には、著名人によるトークイベント、植木剪定実演、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」が登場するキャラクターショーを含めることとし、それ以外の演目については、自由提案とする。

※著名人は園芸に関わりがあり、且つ千葉県にゆかりのある者が望ましい。

(イ) ブース出展

催事場の後方にブースを設置し、県産花きを使用したワークショップやマルシェ、県産品のPR等を実施。

(2) ワークショップ、マルシェ、県産品のPR等

ア. 場所 (別添2「各ブースの設置場所について」を参照)

千葉県屋外出展エリア内PRブース、屋内出展施設イベントスペース

イ. 開催日時

〔千葉県屋外出展エリア内PRブース〕

令和9年3月19日～9月26日

〔屋内出展施設イベントスペース〕

園芸博会期中の12日間

【4月】11, 17, 18, 25日 【5月】2, 8, 9, 16, 22, 23日 【6月】6, 20日

ウ. 実施内容

千葉県 (庁内出展希望所属)、県内市町村、企業、団体等がワークショップ、マルシェ、県産品のPR等を実施。

5 委託業務の内容

次の業務を一括して委託し、必要な経費は原則として委託料に含めるものとする。

※会場使用料 (園芸博会場内の催事場、屋内出展施設イベントスペース) は除く。

※植木剪定実演の出演者は県が調整するが、出演料や材料費等の経費は委託料に含めること。

※「チーバくん」のアクターについては、県が別途手配するため、人件費等の経費は含めない。

(1) ステージイベント等

ア. 運営体制の整備及び運営責任者の設置

(ア) 本業務が円滑に実施され、かつ高い効果の獲得が可能な体制を構築すること。

(イ) 本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置すること。

(ウ) 責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

※変更を要する場合は事前に県と協議し、承認を得ること。

イ. 全体計画の立案

(ア) イベントタイトルの作成

(イ) イベントロゴマークの作成

(ウ) 会場レイアウトの作成

※ワークショップ、マルシェ等の待機列の場所、混雑時の動線に特に配慮すること。

(エ) タイムスケジュールの作成

※演目の合間に、ブース出展者がステージ上で宣伝を行う時間を設けることも可能とする。

(オ) プログラム進行台本の作成

(カ) 運営マニュアル等の作成

※観覧者誘導や混雑時の会場内誘導等に特に配慮すること。

ウ. ステージイベント関連業務

(ア) 企画立案

(イ) ステージの進行及び運営、必要な演出及びリハーサルの実施

※イベントの映像については、リアルタイムでステージ後方のLEDビジョンに投影できるように手配すること。

(ウ) ステージ装飾 (イベントタイトル、花装飾など)、サインの設置

(エ) 司会者及び出演者 (県調整者含む) の決定

(オ) 出演者 (司会者含む) との連絡調整、当日管理、昼食や前泊する際の宿泊先等の手配、謝金の支払い

(カ) 控室の管理等 (ステージの裏に約27㎡の楽屋が2部屋あり)

(キ) 必要備品等の手配 (会場の設備については別添1「催事施設概要」を参照)

機材の梱包、搬出入（運搬に必要な損害保険等への加入を含む）、出演者等の交通手段の確保、その他付随する必要な作業を含める。

ただし、原則として、イベント終了後も出演者等の財産となるものは除く。

※音響、照明については原則、備え付けの設備を使用すること。映像に関しては、ステージ後方に150インチのLEDビジョンが設置される予定だが、必要に応じて客席の近くにも設置すること。

(ク) その他プログラムの実施に必要な全ての事項

エ. ブース出展関連業務

(ア) ブースの設営

○催事場の後方に、テント（4m×6m程度）を5台程度設置すること。

○ブースの運営に必要となる最低限の備品（長机、椅子、電源（発電機））を手配すること。

(イ) 出展者の決定・連絡調整に関すること。

○ブースの出展者及び出展内容については、受託事業者が、本県の園芸文化や花植木の魅力発信につながるようなワークショップやマルシェなどのイベントを提案し、県の承認により決定するものとする。（県側で出展者を調整する可能性もある）

○出展者との調整の一切は委託業務として行うこと。

(ウ) 必要備品・スタッフ等の手配

※県庁内出展者の必要スペース・必要設備等については、個別に調整の上、手配・設置すること。なお、原則として、イベント終了後も出展者の財産となるものは手配不要とする。

(エ) その他、運営に付随して必要な全ての事項

オ. 会場の設営及び撤去

(ア) 会場の使用条件や園芸博協会の指示に従うこと。

(イ) 設営・撤去及び催事運営の過程で発生した廃棄物については、適正に処理を行うこと。

(ウ) 必要資材等一切のものは受託者が手配・管理すること。

カ. 各種媒体を活用した広報宣伝業務等

(ア) メディアやSNS等を活用した告知

使用媒体（テレビ・ラジオ等のメディアの別、放送局・番組名）、実施（掲載）回数、実施（掲載）期間等を具体的に企画提案すること。

※告知する内容は、ステージイベントに限らず、屋外出展や屋内出展なども含めた県出展全体を対象とする。

(イ) チラシ等の作成

○イベントの概要・ステージのタイムスケジュール・ステージの観覧方法・問合せ先等が分かる内容とすること。

○電子データをPDF等で納品すること。

数量：2000部程度（詳細は受託後に決定）

規格：A4版・両面・フルカラーを想定（適宜変更すること）

配布先：県内イベント及び、園芸博会期中に会場で配布することを想定

(ウ) 啓発物資の作成

○本県花植木業界の振興や消費拡大につながるものとする。

※ステージイベント以外でも配布を予定。

○数量：2,000個程度

キ. 記録映像の作成等

(ア) 当日の記録映像の作成（動画及びスチール）
会場内全体の様子がわかるような内容とすること。

(イ) 来場者数のカウント

(2) PRブース等における出展希望者の募集・選考

ア. 出展団体等の公募

(ア) 出展者については、広く庁内外へ出展希望者を募ることとする。選考については、出展内容との整合性等を図る観点から、受託者において県と協議の上決定し、応募者に選考結果を通知すること。（ただし、庁外の出展者は県内の市町村、企業、団体等に限る。）

(イ) 園芸博協会へ提出する各種資料に関しては、受託者が出展者と調整の上、作成すること。

※本業務は、公募手続きに係る上記（ア）、（イ）に記載の内容のみで、企画及び運営スタッフの手配は不要。

6 成果物の納品

業務完了報告書を「千葉県農林水産部生産振興課」（千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 17 階）に納品すること。

(1) 啓発物資やチラシについては、校了後速やかに以下の成果物を納品すること。

ア. 紙媒体

(ア) サンプル（納品数については県と協議の上決定）

(イ) 印刷用データ及びWEB掲載用データ

・印刷用データ：

PDF、ai データ等を想定。全ページを一括したものとする。

・WEB掲載用データ：

PDF、jpg データ等を想定。全ページを一括閲覧できるものとし、文章や図・写真が明瞭に判読可能な程度で可能な限り軽量化すること。

（千葉県ホームページに掲載することを想定しており、1MB～3.5MB以内を目安とする。）

イ. 紙媒体以外

(ア) 電子データ

mp4 データ、PDF データ、ai データ等を想定。媒体ごとに県と協議の上詳細を決定すること。

(イ) その他、県が指定する規格の電子データ（各種広報ツール等で使用することを想定している）。

(2) イベント当日の記録映像（動画及びスチール）

委託期間終了日までに、電子データを納品すること。

(3) 業務完了報告書

委託業務完了後、電子データ（PDF ファイル及び加工可能な形態とすること）及び紙媒体（1 部）で、委託期間終了日までに納品をすること。業務完了報告書は別紙様式のとおりとし、以下の項目の実施内容を報告すること。

ア. 運営体制

イ. 会場レイアウト

ウ. タイムスケジュール

エ. ステージ観覧者数

オ. ステージ実施結果

- カ. ブース出展の実施結果
- キ. その他運営業務実施結果
- ク. 製作物の内容
- ケ. その他必要な事項

7 仕様の変更

本業務内容に関する仕様記載事項の変更について、県が必要と認める場合には、協議の上、柔軟に対応するよう努めること。なお、その場合は、以下について留意すること。

- (1) 原則として、委託金額の範囲内で対応すること。
- (2) 大幅な仕様変更により、委託金額を超える場合は、業務の着手前に県と協議すること。
- (3) 仕様変更により、委託金額が減額となる場合があること。

8 留意事項

- (1) 企画立案、設計・撤去、運営にあたっては、花・植木の扱いに長けた人材を活用すること。
- (2) 業務実施にあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (3) 業務に必要な関係機関等との協議、各種打合せ等について、資料作成及びその他業務上必要となった事務等に協力（議事録の作成を含む）すること。
- (4) 業務の実施に当たり、官公庁や会場管理者等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行するとともに、イベント保険及び展示物等に係る保険（機材の運搬等に係る必要な損害保険等を含む。）への加入手続きを行うこと。
なお、県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜、県に相談すること。
- (5) 千葉県が実施する広報活動や、報道機関の取材には必要な協力を行うこと。
- (6) 「2027年国際園芸博覧会」の主催者（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、以下、園芸博協会）が定める規則・レギュレーション等を遵守すること。現在、園芸博協会ホームページで公開されている規則・レギュレーションについては以下のとおり。
 - ア. 2027年国際園芸博覧会 サステナビリティ戦略
 - イ. 2027年国際園芸博覧会 持続可能性に配慮した調達コード
 - ウ. 2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン※一般規則、特別規則、参加ガイドライン等については、決定した受託者に共有する。
- (7) 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア. 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ. 作製物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。
- (8) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (9) 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。
- (10) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己

- の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (11) 業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報管理は適正に実施すること。
 - (12) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。